

令和8年度第1回丹波篠山市総合教育会議 議事録

1 日 時

令和8年6月30日（火） 17時06分～18時04分

2 場 所

丹波篠山市役所第2庁舎 3階 2-301, 302 会議室

3 会議に出席した構成員

市 長 酒井 隆明

教育委員会

教 育 長 丹後 政俊

教育委員 西田 正志

教育委員 吉良 佳晃

教育委員 倉 真智子

教育委員 吉川 陽子

4 事務局出席者

学校教育部 部 長 河南 剛

こども未来部 部 長 中野 悟

社会教育部 部 長 岸野 良広

学校教育部 次 長 小嶋 拓也

学校教育課 課 長 石井 健一

学校教育課 副課長 岸本 純平

社会教育課 課 長 辻川 貴志

教育総務課 課 長 山内 俊秀

教育総務課 副課長 近成 和泉

5 次第及び協議事項

別紙のとおり

酒井市長	1 開会 総合教育会議の中でも、これまでから部活動については、中学校の部活動が生徒数の減少とともに廃部になっていくのを何とかしてもらいたいというご意見に対してどう考えるか等を協議してきた。また、教育大綱の中でも部活動は、学校教育の中で大変大事なものであるということを取り上げてきた。しかし、地域展開という大きな流れの中で子どもたちの学校における部活動をどのように保障していくかが今大きな課題であると考えている。教育委員会事務局から、まず今どういう状況であるのか報告いただきたい。現在のところ、土日、休日は地域で、平日は学校でということを進めてきているが、平日については、このまま学校で先生方の責任で実施するということは難しいことから、将来的にどうするかということで、学校にどのように関与していただくかということになると思う。私としては、部活動は大事だから学校の先生にできるだけ担っていただきたいと思っていたが、これは非常に難しいと思うようになったので、これを踏まえながら、現実的にどうしたらよいか、丹波篠山市ならではの子どもたちのための部活動を保障していく機会は大事にしていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。
酒井市長	2 協議事項 (1) 部活動の地域展開について 資料について、学校教育課より報告願う。
小嶋次長	●資料に基づき現況、今後の方向性等について説明 ＜主な質疑応答＞
酒井市長	平日 25 クラブと 18 クラブで試算してあるが、どこが違うのか。
小嶋次長	今の学校部活動の数は「49」になっている。それが地域クラブになったときに例えば男女を一つにすると、大体半分として、25 ぐらいは立ち上がってくれたらという希望的観測で 25 とした。ただ、現実的に市内の社会教育活動団体数や認定地域クラブとして立ち上がっているスピード感を見ると、25 というのは少し現実的には難しいような印象を持っている。また、大前提として今の学校部活動の競技を考慮しており、例えば、柔道やロッククライミングなどの認定地域クラブを新たに立ち上げることは今のところ想定していない中で、大体半分ぐらいのイメージで 25 としたが、子どもの数を踏まえたとき、18 若しくは 15 ぐらいが現実的なラインではないかというイメージを持っており、少し多めに 18 として試算したところである。例えば、野球部は 49 のうちの 5 部活であるが、今、認定地域クラブで考えているのは 1 であり、数としてそれぐらいの変更はどうしても出てくる。 今のところ認定地域クラブのスポーツ競技は、現在丹波篠山市にある競技をまずは確保していく方向で募集している。まだ全てではないが、令和

丹後教育長 小嶋次長	9 年度末頃には、ほぼそういった競技が確保できる見込みで今進んでいるところである。 6 地域クラブとあるが、6 の数え方はどうなっているのか。 ホッケーは男子、女子で2つとしてカウントしている。「部活動地域展開にかかるシミュレーション基準」に「地域クラブ予定数 6 クラブ」とあるのは、ホッケー2、サッカー、ソフトボール、剣道、男子バレーボールのことである。
丹後教育長 小嶋次長	男女で2つと数えるものと、1つと数えるものがあるということか。 ホッケーはもともと先行実施していることもあり、男子と女子で、動きが違うことがあり、そういうカウントの仕方になっている。
丹後教育長 小嶋次長	例えばバレーボールであれば、男子バレーボール、女子バレーボールと分けないというわけか。 そういうわけではない。男子バレーボールは立ち上がっているが、女子バレーボールは地元の少女バレーボールとの関連性が強くて、一つにまとめるかどうかについて、今協議をしている。それぞれで立ち上げてできるのであればいいが、この先、人数も減っていくことを踏まえたときにどういう形がいいのか協議しているところである。一方、テニスは、地域クラブとしては一つであるが、地域クラブから指導者を派遣するような形がとれないかを考えておられる。つまり、認定地域クラブになると、活動場所を1か所にするというイメージが強いが、そうではない形でやっていこうという試みも検討しているところである。
吉川委員	認定地域クラブは、中学生だけを対象にするクラブを考えているのか。それとも、例えばミニバスケットボールクラブのように小学生がやっている活動に中学生も入っていく形もあるのか。
岸本副課長	市で想定しているのは、中学生を対象としたものである。国からの文書には、「多世代多年齢と関わる活動を否定するものではない」という文言もあるが、中学生の部活動を展開していく方向で進めている。
吉川委員	吹奏楽部楽器修繕購入費が、休日、平日全てを認定クラブに移行しない場合のシミュレーションには計上されているが、休日、平日ともに全て認定地域クラブに移行した場合のシミュレーションには計上されていないのは、自前で用意してもらうということなのか。
山内課長	今は教育総務課で予算化しており、各学校の吹奏楽部の要望に応じて、楽器の修繕や購入など、メンテナンス費用も含め支援している。どういう形で統合するか分からないが、例えば拠点が一つになれば、楽器を集めることで購入費用が下がる可能性や、運営費の補助の中で賄える可能性を含め、現時点ではそこまでの試算はしていない状況である。
丹後教育長	令和8年度の部活動に使っている予算から見て、今後、不確かな要素はあるが、全て地域クラブが立ち上がろうが、全て指導員を配置しようが、その中間となろうが、予算としては何とかやっていけることになるのか。

小嶋次長	総額としては、やはり少しは増えるのではないかという印象は持っている。結局、市財政として部活動に対してどこまで補助を出していくのかということや、地域クラブの自主性にもよるところがある。例えば、有名なすばらしい指導者を呼んできたいということを地域クラブで考えられたときには保護者負担は増えてくるかもしれない。市行政として、どこまで公式戦などに補助していく考えになるのか、また、地域クラブの消耗品などの費用は全部出していく考えになるのか。今は、地域クラブになった段階では補助金などはそこまで出さなくても良いのではないかと考えているとともに、運営費として全体的な形で補助していく、あとは地域クラブの運営に預けていくという考え方をしている。
酒井市長	まず来年度について、土曜日と休日は地域クラブで見てもらって、平日は指導員に見てもらう場合、どういう形になるか。それから、平日は学校の先生に従前どおり見てもらった場合どうなるかについて、細かい試算が作れるか。
小嶋次長 酒井市長	平日に学校の教職員で見た場合とはどういうことなのか。 今年のように平日は学校で見てもらう場合と、平日までも指導員をつけて先生には見てもらわない場合について、令和9年度に考えられるクラブを挙げて試算してほしい。今年の目標が達成できた場合、来年の試算はどうなるかということである。
小嶋次長 酒井市長	このシミュレーションに掲げている項目でよいのか。 もう少し分かりやすく、詳しくしてほしい。平日は3日とした場合と、4日とした場合、それと平日は指導員にやっていただいて、学校の先生が見ないとした場合に、学校や学校の先生は、その部活動にどういった協力ができるのか。どのように学校教育の中の部活動を位置付けていただけるのか。
小嶋次長	制度的には非常に難しいところがあるが、学校部活動の延長線上として、平日について考えるのであれば、部活動指導員が配置されたなら、これは学校管理下の部活動という認識となるので、学校のクラブの競技の顧問の先生は、配置しないとイケないことになると思う。
酒井市長 小嶋次長	指導員をつけた場合もか。 はい。ただ、指導員が顧問と同等、つまり教員と同等の資格を持っているという意味で任用しているので、直接の指導においては、指導員が入ることにはなるが、大きい方向性として持続可能かということ、なかなか難しい状況があるとイメージしている。
酒井市長 西田委員	今の時点においては、その問題は置いておいてください。 国は、土日について兼職兼業と言っているのか。平日についても言っているのか。
小嶋次長	平日の勤務時間は、地方公務員法に則って、職務に専念することになっている。例えば、地域クラブに移行しているサッカーの場合、兼職兼業し

西田委員 酒井市長	ている先生が平日の指導に入ることは無理である。ただ、勤務時間以降は、その対応ができることになる。 スポーツ庁は、土日のみ兼職兼業と言っているのか。 言っていない。方向性としては、平日も含めてであるが、そこまでできないと認識している。
小嶋次長 酒井市長 西田委員	勤務時間外であれば大丈夫ということである。 明確にそこまでは言っていない。 そもそも兼職兼業については部活動の地域展開だけではなく、ほかのことでも適用されるはずで、専念義務を免除して報酬を得ることは一般的にはできるから、地域展開の平日については、明確なことはスポーツ庁は言っていないのか。
酒井市長	言っていないなくても、学校の先生方のうち部活動への意欲のある方は２割もおられないのが現実だと聞かされたので、丹波篠山市は平日は先生に見てもらおうとしても、それはもう無理であろうと思っている。今阪神間では平日も先生が見ない中、丹波篠山市の先生方が、いやうちは見るんだとやってくれたらいいが、恐らく大半の先生が部活動への従事は難しいと言われるのであればそれはもう仕方がない。認めざるを得ないので、その代わりの体制をきちんと作らないといけなく考えている。 ただ、そうした場合でも学校ですることになるので、校長先生が知らないというわけにいかない中、責任を押しつけるという意味ではなく、どういう体制でできるかを考えないといけなく。教育研究所長には、そのことについて研究してくれと言っておいた。このシミュレーションの最後にあるように、休日・平日ともに地域クラブで見るとは、丹波篠山市では地理的にも非常に難しい。本市は本市でできることと考えていかなくないといけなくと思っている。
西田委員	おっしゃっているのは、休日も平日も地域展開したときに、学校の先生がどう関われるかということか。
酒井市長	関われるのか、関われないのであればどういうスタンスでいかれるかということである。関われと言っているのではない。
西田委員 小嶋次長 酒井市長	どういう関わり方ができるかということか。 一つの視点として、子どもの数が非常に少なくなっていることがある。 それを言うとややこしくなるので、本日はおいておきましょう。
	要は学校の先生の働き方改革で、部活動を見たくない先生方が現実が増えて中、学校における部活動をどうしていくかということである。私は部活動は学校教育の中で大変大切な意義深いものであるということこれまでからやってきたので、これはこれで尊重していただいた上でやっていただかないと、部活動は学校と別のことだという極端なとこまで行かれたらもう承服はできない。部活動が先生の負担であることは、確かに理解した。責任を負えということではなく、これまで父兄から出ている意見は、

西田委員	やはり自分の学校や周辺の学校で部活動をしてもらいたいということである。市の中心部までは行けないし、送れないから部活動ができないということになってしまいかねないので、できるだけ子どもたちが公平に部活動ができる機会をつくってあげたい。都市部のように電車に乗って行けるのであればよいが、周辺地域から市の中心部まで来て部活動をしようと思ったら日が暮れてしまう。現実には平日まで見てくれる地域クラブができるかどうか分からないが。 可能性として、地域クラブが平日に学校を拠点として活動したときに、先生がどう関われるかという、スポーツ庁がどういう見解を持っているか分からないが、例えば昔解放学級で専免で指導に行っていたのと同じように考えられるのではないかな。
岸本副課長	専免の承認を得たうえで、兼職兼業として学校の先生ではなく指導者としての立場で携わることは可能であると書かれている。
西田委員 酒井市長	平日についてもか。 私は、学校として部活動に関わる必要があると言っているわけであり、今までのように指導しろということはない。
西田委員 酒井市長	分かります。でも2割はやりたい者もいる。 それはしていただいたらよい。学校部活動の指導は地域に任せているという考え方でいいのではないのか。
岸本副課長 小嶋次長	「丹波篠山市立部活動のあり方について」の中に、「中学校部活動については、教育課程外の活動であり、生徒の自発的・自主的な活動であるが、学校教育活動の一環として学習指導要領に位置付けられており」と書かれているが、これは何か変更があるのか。 変更ない。「必ずしも行うべきものではないが」となっている。 文部科学省が出している「学校と教師の業務の3分類」の中にも、必ずしも教師が担うべきものではない、つまり、できれば学校外の指導者にどんどんやってもらうような形を作っていくなさいというカテゴリーに部活動は入っている。
酒井市長	それはいいです。その実質的な指導を部外者に任すのはよいが、学校教育活動の一環として学習指導要領に位置付けられていることに変わりはないのか。
西田委員	地域展開が始まる以前の学習指導要領のままきいているので、今は変わっていないが、今後変わっていくかもしれない。
酒井市長	ただそれは本当に、全国津々浦々、地域の指導体制が整えば変わるであろうと思うが、都市部の一部だけでできて、ほとんどの地域で対応に困っている状況の中では外せないであろうと思っている。
西田委員	丹波篠山市のハイブリッドというのは、真面目に考えている結果であると思う。他市のように、何の当てもないのに令和9年になったらもう全部手放しますというやり方ではなく、一つ一つ可能性を探っていく。

酒井市長	スポーツ庁は最終的には令和 13 年から完全移行ということを打ち出している。それにかこつけて近隣市町でも期限を定めて学校の方が手放しますと宣言している。 今から検討しようとしているのは、先生からは外して、指導員をつけたらどうなるかということである。先生からは外すが、学校からは外せないであろうと言っている。
西田委員	だから、そこは教育委員会が真面目に考えている。宣言だけして、手放すなんてことはしない。
吉川委員	例えば、今まで部活動としてやっていたときは、子どもの通知表には何々部でキャプテンをやっていると書かれていたり、高校受験のときの内申書には、部活動の役職や成績などが反映されることがあったと思うが、部活動が平日も休日も地域に移行された場合には、通知表や内申書の中での子どもの部活動の取上げはなくなるのか。
倉委員	教育活動の一環と文部科学省が言っているなら、それはそれでされると思う。
西田委員	ただ評価というのは、教育課程内のものを評価するので、部活動は教育課程外になる。
岸本副課長	教育課程にあらうがなかろうが、それに対して不利益を被るような判断をしてはならないという通知もある。
吉川委員	内申書には記載がなくなるかもしれないが、それが不利益にはならないということで理解した。
小嶋次長	専門のスポーツなどで私立入試に挑む場合には、本人の持っている強みという意味の表現は調査書には当然記載される。例えば、ホッケーの認定地域クラブで活躍しているということは今でも当然記載されているが、それが加点になるかどうかはその受入れ側の学校の特徴にもよると思う。スポーツで受け入れたいという学校であれば加点になるが、そうではない学校であれば加点されないことになる。高校の選抜要項によるものである。
酒井市長	来年度に向けて、具体的にどのようなことが考えられるかということと、根本的に先生が直接指導しなくなった場合に学校教育の中でどう考えたらよいのかということについて。
丹後教育長	それでは、次回は 7 月 30 日午後 5 時から開催する。 部活動の価値は非常に大きいと思う。ただ、いろいろなことが変化している中、子どもたちの成長を支えるという本来の意味を現実に合わせた形でどう維持できるのか、どういう形であれば持続可能にできるのか、そういうことを考えながら、予算面も含めて考えていかないといけないと思う。本日は、ありがとうございました。